株式会社ホテル四季彩に対する支援決定について

平成 16 年 6 月 4 日
株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構（以下「機構」という。）は、下記の対象事業者について、株式会社産業再生機構法（平成 15 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 22 条第 3 項に規定する支援決定を行いました。

１．対象事業者の氏名又は名称
株式会社ホテル四季彩

２．対象事業者と連名で再生支援の申込をした金融機関等の名称
株式会社足利銀行

３．事業再生計画の概要：　別紙

４．主務大臣の意見
意見なし

５．事業所管大臣の意見
意見なし

６．買取申込み等期間：　平成 16 年 6 月 4 日から
平成 16 年 7 月 30 日まで（機構必着）

７．一時停止要請
法第 24 条第 1 項に基づき、関係金融機関等に対して、上記６に記載する買取申込み等期間の満了するまでの間、対象事業者に対し債権の回収その他債権者としての権利行使を行わないよう要請いたしました。

８．一般の債権の取扱
対象事業者に対する支援決定にあたっては、金融機関が対象事業者に対して有する貸付金等につき金融支援の依頼が行われるにすぎず、その他の一般の債権については、何ら影響はありません。

９．支援決定についての機構の考え方

（１）窮境の原因

対象事業者の主たる窮境原因は、①新築移転に際する過大投資、②元経営者による経費管理の甘さにあります。その後は、景気低迷による売上の落ち込みから、過剰債務構造から抜け出せず、必要な設備投資資金が充分に捻出できなくなっています。

（２）再生の可能性

しかしながら対象事業者は、小規模ながら中禅寺温泉内での宿泊客数のシェア約３割という集客力により事業基盤は強固で一定の収益力を確保しており、今後は個人客をターゲット顧客としたコンセプトの明確化、「四季彩ブランド」の構築を目指し、必要な設備投資の実施、運営オペレーションの改善などの実施により、再生は十分可能であると判断されます。また、業務支援会社を中心とした旅館・ホテル業再生スキームによる再生の第一号案件としての意義があると考えています。

【お問合せ先】

〒100-0005　東京都千代田区丸の内３－３－１　新東京ビル９階
株式会社産業再生機構　　企画調整室
電話番号　　03-6212-6437